

岡山県県産材利用促進指針

平成 29 年(2017) 5 月 31 日策定
(令和 4 年(2022) 2 月 変更)

第 1 章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進指針(以下「指針」という。)は、岡山県県産材利用促進条例(平成29年岡山県条例第30号。以下「条例」という。)第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する基本的事項、県産材の利用に関する目標、その他県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものである。

2 指針の位置付け

県が定める第3次晴れの国おかやま生き生きプランの施策の方向性に沿うとともに、21おかやま森林・林業ビジョン(令和2年3月改訂)(以下「ビジョン」という。)と目標を共有し、県産材の利用を促進する指針とする。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第10条の規定により定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に即した建築物等への県産材の利用の促進に関する指針とする。

3 指針の実施期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、条例第7条第4項の規定により、5年ごとに見直しを行うものとする。

第 2 章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

本県のヒノキ丸太の生産量は、全国トップクラスを誇るなど、県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、林業生産活動を通じた林業サイクルの循環の推進がますます重要となっている。

このため、ビジョンに掲げる県産材生産量580千 m^3 /年の達成に資するため、適切かつ安定的な供給体制の整備を推進するとともに、中高層建築物等への新たな需要が期待されるCLT^(※)等の利用の促進や森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用の促進を図るものとする。

※ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品

(1) 県の取組

県は、自ら率先してその整備する公共建築物における県産材の利用に努めるとともに、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施し、県産材の利用促進を図る上で主導的な役割を果たすものとする。

(2) 県民等の理解及び協力

県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県産材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者は、県産材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用などにより、相互に連携を図りながら、県民等のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した県産材の適切かつ安定的な供給及びその品質等に関する情報の提供、県産材の具体的な利用方法の提案等について協力するよう努めるものとする。

(4) 市町村の役割

市町村は、法第12条の規定により策定した市町村区域内の建築物における県産材等の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）に基づき、自ら整備する公共建築物の木造化、木質化を促進するとともに、地方公共団体以外の者が整備する建築物においても、積極的に県産材が利用されるよう、事業者幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 非住宅建築物への利用促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）のほか、展示効果や中大規模建築物などの先駆性、普及性の高い民間の建築物において木造化、木質化を進め、森林認証材など県産材の利用を促進する。

なお、公共建築物の整備における県産材の利用の促進については、別記「公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項」によるものとする。

(2) 木造住宅等の普及促進

住宅等建築物の建築材料としての利用が、県産材需要の大半を占めていることから、木造住宅の普及と森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用を促進するものとする。

また、県産材の利用相談に応じられる人材の育成や、県産材が消費者に届くまでのサプライチェーンの構築を促進するものとする。

(3) 販路開拓の促進

県産材の新たな販路の拡大を図るため、県内外の販路開拓や需要の拡大が見込まれる海外への輸出を一層促進するものとする。

(4) CLT等の普及促進

中高層建築物等への新たな需要が期待される県内で製造されたCLTや木質耐火部材等の普及を図るため、公共建築物や展示効果の高い施設等での利用を促進するものとする。

(5) 県民等への普及・PR

県産材の利用の促進が、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することにより、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資すること等を関係団体等と連携し、普及・PRするものとする。

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

法第5条に定める地方公共団体の責務及び条例の趣旨を踏まえ、県産材の率先利用を行うこととし、指針の実施期間に、県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量を次のとおり定め、利用状況を毎年公表する。

県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (平成29～令和2年度の平均)	5年間の目標量(累計) (令和4～令和8年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
397	2,175	435(110)

※利用目標量には、木製品の導入等を含む。

- (1) 法令上の制限等により木造化が困難な場合を除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の建築物は木造化を図る。
また、3階建て以上の建築物についても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化に努め、木造と非木造の混構造とする場合を含め、CLTや木質耐火部材等の積極的な利用を検討する。
- (2) 木造・非木造にかかわらず、木質化が可能な床や壁等の内装材等については、法令上の制限等がある場合を除き、積極的に木質化を図る。
- (3) 県民に健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、多くの県民の利用が見込まれる施設は、より積極的に木造・木質化に努める。

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「岡山県木材需要拡大推進会議」において、関係機関との円滑な連絡調整等を行うものとする。

2 市町村との連携

市町村が、市町村方針に基づき、自ら整備する建築物へ県産材を利用するに当たって、県は、情報提供、助言その他の必要な協力を行うなど、連携した県産材の利用の促進の取組を行うものとする。

3 施策の実施状況の公表

県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(別記)

公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項

1 県産材の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

指針における公共建築物とは、広く県民の利用に供される公共性の高い建築物をいう（地方公共団体以外の者が整備する建築物も含む。）。

公共建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）			
教育施設	幼稚園、学校等	運動施設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住宅施設	公営住宅、職員住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行政施設	庁舎等
医療施設	病院・診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等	

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物を整備する者は、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、1の県産材の利用を促進する公共建築物において、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がり、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用について検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

○木造化が困難な場合の例

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、県産材の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

2の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共土木工事

コスト等を勘案の上、県産材を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

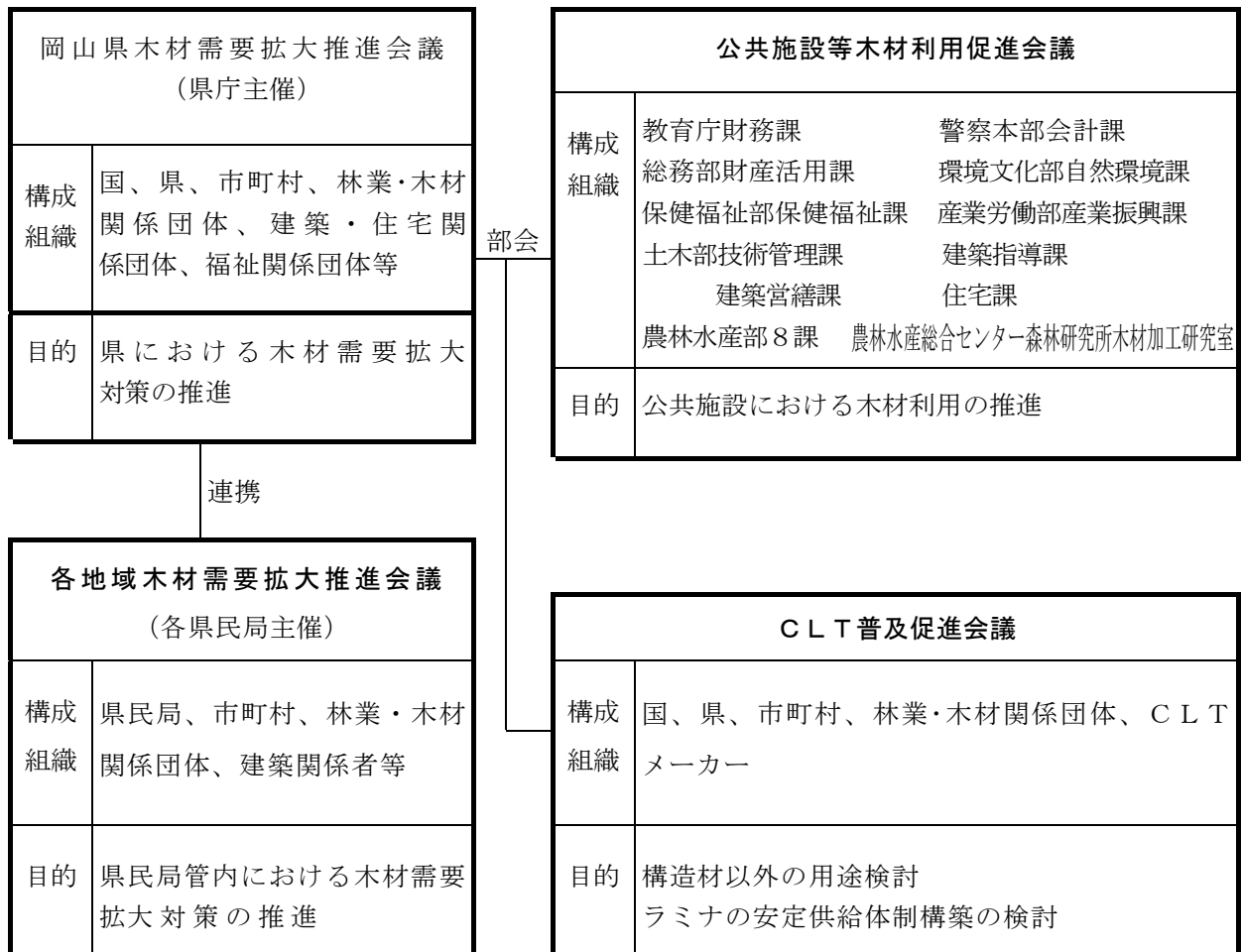
公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、県産材製品導入に努めるものとする。

暖房器具やボイラーを設置する場合は、県産材木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

県産材需要拡大の推進体制

- ・ **岡山県木材需要拡大推進会議**（昭和59年設置）
官民一体の取組として、木材の需要拡大を図る。
- ・ **各地域木材需要拡大推進会議**（昭和59年設置）
各県民局管内における木材の需要拡大の取組を推進する。
- ・ **公共施設等木材利用促進会議**（平成11年設置）
県が整備する公共施設等への木材の利用の推進を図る。
- ・ **CLT普及促進会議**（平成27年設置）
新たな県産材需要の創出を図るため、CLTの普及を推進する。

岡山県木材需要拡大推進会議組織体系



[参考] 県産材の利用の促進の意義

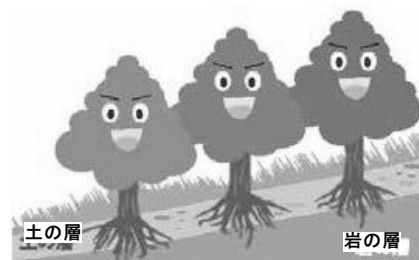
1 森林の多面的機能の発揮

森林には、木材を供給するほか、私たちが生きていくために欠かせない水を育む水源かん養機能や、大雨の時などに山くずれや洪水を防止する治山治水機能、また、大気中の二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や大気の浄化機能など、たくさんの公益的な機能を併せ持っています。

人工林の場合、それらの機能は人の手入れによってはじめて十分発揮されるもので、人の手入れが行き届いていない森林では、太陽の光が林内に差し込まず真っ暗となり、下草が繁茂しないため地表面の土壌が流れ出して、森林の機能を著しく低下させます。



水源かん養機能イメージ



土砂災害防止機能イメージ

私たちが木材、とりわけ県産材を利用することは、林業生産活動や地域経済を活性化させ、森林の適切な管理が進み、森林の公益的機能がより発揮されやすい「健全な森林」へと導くことにつながります。









2 循環型社会への貢献

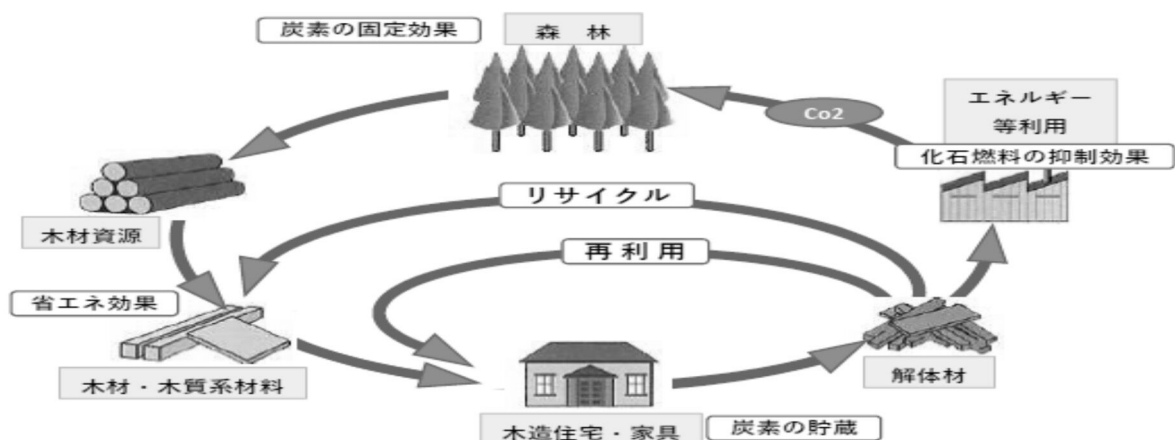
木材は、循環利用できる、再生産可能な資源です。木材を伐り出した山に再び木を植えて、森林を再生すれば、またそこから木材が生産されます。

また、木材は、利用することで長期間にわたって炭素を貯蔵でき、鉄やコンクリート等の資材に比べて、製造時のエネルギー消費が比較的少ない資源であるとともに、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理的・身体的・学習面等での効果も期待されます。さらにバイオマスイネルギーとして、熱や電気に変える技術も発達し、木材の有効利用も図られており、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を持っています。

このように、環境への負荷が少ない「循環型社会」を創出するためには、木材を積極的に使用していくことが必要であり、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献します。

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	 6 炭素トン	 1.5 炭素トン	 1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	 5.1 炭素トン	 14.7 炭素トン	 21.8 炭素トン

住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素排出量
(令和3年版 森林・林業白書から引用)



森林・木質資源の利用サイクル

3 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量

木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとって分かりやすく表示する方法を示したガイドラインが国により定められています。

建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWP※の考え方を踏まて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すものです。

※ Harvested Wood Products（伐採木材製品）の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物等に利用した場合にその炭素蓄積量の変化量を温室効果ガス吸収量等として計上できることとされている。

[炭素貯蔵量（CO₂換算量）の計算式]

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44 / 12$$

C_s：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。）に係る炭素貯蔵量（t-CO₂）

W：建築物に利用した木材の量（m³）（気乾状態の材積の値とする。）

D：木材の密度（t/m³）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）

C_f：木材の炭素含有率（木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。）

[表示例]

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1,000㎡、木材利用量合計：400㎡（国産材400㎡）

〇〇ビル（東京都〇〇区〇〇 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）

延べ床面積	国産材 利用量	国産材の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	木材全体 利用量	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)
1,000 ㎡	400 ㎡	273 t-CO ₂	400 ㎡	273 t-CO ₂

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

【計算式】

$$\text{木材の材積 (m}^3\text{)} \times \text{密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率} \times 44/12 = \text{炭素貯蔵量 (CO}_2\text{換算) (t-CO}_2\text{)}$$

【計算のイメージ】

- 構造材（製材） スギ 240㎡ × 0.331 t/m³ × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO₂
- 下地材（製材） スギ 80㎡ × 0.331 t/m³ × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO₂
- 構造用合板 スギ 80㎡ × 0.542 t/m³ × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO₂

文献により把握した
樹種別、製品別の
密度（t/m³）を利用

文献により把握した
樹種別、製品別の
炭素含有率

炭素量を
二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO₂

（責任者名）〇〇 〇〇 （連絡先） TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（林野庁ホームページから引用）